

多様性と働き方を支援する社内規程に改定 事実婚・同性パートナーに福利厚生制度を適用 — だれもが自分らしく生き、活き活きと働ける企業を目指して —

株式会社エイチ・アイ・エス（本社：東京都新宿区 以下、HIS）は、ダイバーシティ&インクルージョン（D&I）推進の取り組みとして、4月1日より事実婚・同性パートナーにも法律婚と同様の福利厚生制度を適用いたします。

■事実婚・同性パートナーに法律婚と同様の福利厚生制度を適用

昨今、男女の人権の尊重と共に、「性的少数者の人権を尊重する社会」の形成を推進する動きとして、「パートナーシップ制度」を施行する自治体が増えており、家族のあり方が多様化しております。

このたび人事制度における「結婚」「配偶者」の定義を見直し、法律婚を対象としていた結婚事由により取得する結婚休暇をはじめ、パートナーの育児・介護休暇、忌引き休暇関連や、結婚祝金をはじめとする慶弔見舞金等、福利厚生関連を法律婚と同様に、事実婚・同性パートナーの正社員・契約社員への適用を開始します。

【事実婚・同性パートナーに対する福利厚生制度概要】

- ・対象者 : HIS の正社員・契約社員
 - ・休暇関連 : 結婚休、忌引休、パートナーの育児、介護にかかる休暇など
 - ・福利厚生関連 : 結婚祝金、慶弔見舞金など
 - ・スケジュール : 2020 年 4 月 1 日より運用開始

HISでは、様々な多様性を互いに尊重し合い、多様な人財が活躍し成長することが出来る職場環境の実現と働き方改革を推進するため、2019年5月にD&I推進室を発足しております。社員が活き活きと活躍できる職場環境をつくることで、多様なお客様を理解し、社員一人ひとりが自らの仕事にやりがいを見出し、旅行業を通じて地域・社会に貢献し、お客様にご満足いただけるサービスを提供してまいります。